○政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)(抄)◎政治資金規正法の一部を改正する法律案新旧対照表

収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。)」	他の収入」とあるのは「その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びチの	部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その	いて準用する場合を含む。)及び次条の規定は、当該政治団体の支	五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条(前条第四項にお	れに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第一	なしてこの章(第八条の二の二第一項の規定を除く。)の規定(こ	には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみ	第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合 第	(政治団体の支部)	の具体的な指針を定め、これを公表するものとする。	2 政治資金適正化委員会は、前項の規定に違反しない支出について	の活動に関連する支出を含む。)以外の支出をしてはならない。	に関連する支出(公職選挙法第三条に規定する公職にある者として	団体若しくは当該政治団体以外の者の政治活動(選挙運動を含む。)	第八条の二の二 政治団体は、その目的に関連する支出又は当該政治	(政治団体の目的又は政治活動に関連する支出以外の支出の禁止)	改 正 案
金以外の収入をいう。)」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収	附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付	第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(寄	定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条	十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の規	場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第	なしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この	には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみ	第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合	(政治団体の支部)						〔新設〕		現行

(傍線部分は改正部分)

技術的 規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な 並びに第十八条第四 第十二条第一 読替えその 項第一号ヌ中 他必要な事項は、 項に規定する交付金」とし、 「リの収入」とあるのは 政令で定める その他のこの章の 「リの収入

2 5

政 治団体以外の者が特定パ ーティー を開催する場合の特例

第十八 条の二 下略

2

に当 + は ることとなった日」と、 の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされ 0 に 八第一項の規定による通知を受けた日)」とあるのは 組 -九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新た 寸 前 金額を差し引い 当 一号中「主としてその活動を行う」とあるのは 「開催する政治資金パーティーの開催場 項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号 |該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該 を開催する」と、 織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条 [体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、 !項の場合において、第六条第一 に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費 ⊺該政 治資金パーティーの名称、 た残額を支出することとされている者の氏名(そ 同条第二項中 「主としてその活動を行う区域」とあるの 項中「その組織の日又は第三条 「綱領、 開催年月日及び開催場所並び 源」と、 党則、 「政治資金パーテ 同項第一号及び 規約」とあるの 「第十八条 第 2

とし、 ての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定 入」とあるのは その他のこの章の 「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」 規定の当該政治団 体 O本部及び支部につい

める。 略

2 5

(政治団体以外の者が特定パーティー

を開催する場合の特例

第十八条の二

[略]

第一 に当該政治資金パーティー に組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九 + \mathcal{O} 対 は イ は ることとなった日」と、 の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされ \mathcal{O} \mathcal{O} 第 八第一 団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の 金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名(そ 価に係る収入の 九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新た ーを開催する」と、同条第二項中 「当該政治資金パーティーの 一号中「主としてその活動を行う」とあるのは 「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、 項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号 項の規定による通知を受けた日)」とあるのは 金額から当該政治資金パ 「主としてその活動を行う区域」とあるの の対価に係る収入の予定金額及び当該 名称、 「綱領、 開催年月日及び ーテ 党則 「政治資金パーテ 同項第一号及び 規約」とあるの 開催場 に要する経費 日 又は 「第十八条 所 第三 並び 条

るのは 開催」 治活動 資金パ 条第一 における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当 又は一部に相当する」と、 治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部 とあるのは「又は」と、 又は」とあるのは 価の支払」 行う区域」とあるのは あるのは れる場合」 に係る金銭等の全部又は 一条第一項中 者が団体である場合には、その名称) かる場合 沿田団 議院議員 「その と とあるの 項中「綱領等」とあるのは (選挙運動を含む。 「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、 体 「毎年十二月三十一 テ 「第一項及び第二項」 日 の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」 (第二十 「寄附」とあるの の翌日 0 「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任 第八条 は 0 通常選挙の公示の日から選挙の期日までの 開催 「政治資金パ 「開催計画書等」 ·条第一項において 「報告書の提 から三 には、 に関してする支出その 第八条の三中「その有する」とあるのは 「政治資金パーティーの開催場所」と、 一月以内 第九条第一)」とあるのは「政治資金パーティーの \mathcal{O} 部に相当する金銭等につい 日現在で、 は 匹 _ كر ーティーの開催に関してされた収入 第 月以内) 当 「開催計画書等」 (その間に衆議院議員の総選挙又 Ł, 該政治資金パーティーに係る対 第六条の三中「主として活動を 項 項中「政治団体に係る」とあ 中 当該政治団体に係るその年 同条第四 を記載した文書」 「その目的 とあるの 他 _ كر 項中 لح 出 は に関連する支出 期限 第八条中 「第一項」 「当該政 7 「若しく 当該政治 と が延長さ 期間が 第十 第七 分治資 政 は 政 と 綱

領等」 収入、 開催」と、 条第一 パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は 価の支払」と、 \mathcal{O} \mathcal{O} 収入」とあるのは「すべての収入 ーティーの終了した日から三月以内」と、 場合」という。)には、 る場合(第二十条第一項において「報告書の提出期限が延 議院議員の通常選挙の公示の日から 団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」 部に相当する」と、第九条第一項中 治活動(選挙運動を含む。)」とあるのは「政治資金パーティー 行う区域」とあるのは あるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活 「その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は 「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における 「政治団体の開催する政治資金パーティー 号において同じ。 項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と 者が団体である場合には、 は 「五万円」と、 支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは とあるの 項中「綱領等」とあるのは 「寄附」とあるのは 第八条の三中 は 「開催計画書等」と、 同号ト及びチ中) | |と、 「政治資金パーティーの開催場 四月以内) 同号口 その名称) 「その 「当該政治資金パーティーに係る対 「開催計画書等」と、 (予定される収入を含む。 」とあるのは 及び 有する」とあるのは 「その年における対価 ・選挙の 「政治団体に係る」とあるの を記載した文書」と、 ハ中 同条第四 同項 に係る」と、第十二条第 期日 「年間五万円 第 までの期間がか 項 当 号中 中 該 第八条中 那」と、 政治資 第一 「 政 「当該政 「すべての 長さ 以下こ とある 治 項 ..動を 金 資金 第七 綱 は 治 لح カコ

3 その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に あるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」と 告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しない 出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報 出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提 あつた者」とあるのは た政治資金パーティー みなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出 たとき」とあるのは 定される支出を除く。)について」と、第十六条第一項中「次条第 あるのは 下この号において同じ。)」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」と 金パーティーの終了した日から三月以内」と、 治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつ 第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、 項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中 「すべての支出(予定される支出を含む。以下この号において同)」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出 会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」と、同条第二項中 必要な技術的読替えその他必要な事項は、 収入」とあるのは 略 「当該対価」と、 第二十三条中 「第十八条の二第一項の規定により政治団体と ・の開催を中止したとき」と、「会計責任者で 「すべての収入(予定される収入を含む。 「会計責任者(報告書の記載に係る部分に限 「寄附」 同項第二号中「すべての支出」とあるの とあるのは 同項第一号中「すべ 「対価の支払」とし、 政令で定める 提 争 政 以

> 書をも提出していないものであるとき」とあるのは ٢, 期限の属する年の前年に し必要な技術的読替えその他必要な事項は、 \mathcal{O} き」と、 しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出 十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、 会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」と、 た者」とあるのは 治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であ される政治団体以外の者が第六条第一 き」とあるのは「第十八条の二第 が解散し、 あるのは 支出を除く。)について」と、第十六条第一項中「次条第一項」と べての支出 他のこの章の は 同条第二項中「支出について」とあるのは「支出(予定される 「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは 第二十三条中 「第十八条の二第四項」と、 又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたと (予定される支出を含む。 規定の当該政治団体以外の 「会計責任者 「寄附」とあるのは おい て同項の (報告書の記載に係る部分に限り、 一項の規定により政治団体とみな 以下この号において同じ。 第十七条第一 規定により提出すべ 項の規定により届け出た政 「対価の支払」とし、 者についての適用に関 政令で定める 同条第二項中 項中「政治団体 「提出しな 「提出 き報告 そ

· 4 [略]

3

2 第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 二 ~ 八 (所掌事務) 第八条の二の二第二項の具体的な指針を定めること。 [略] 略 2 一 ~ 七 〔新設〕 (所掌事務) 略 [略]

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。